

紫波町新学校給食センター整備事業実施方針書

令和 7 年 11 月

紫波町

紫波町は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的な活用を図るため、紫波町新学校給食センター整備事業(以下「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針」(平成 12 年 3 月 13 日内閣告示第 11 号)等にのっとり、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

目次

第 1 章 特定事業の選定に関する事項

- 1 事業内容に関する事項
- 2 特定事業の選定に関する事項

第 2 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

- 1 募集及び選定方法
- 2 募集及び選定の手順
- 3 提案事業者の備えるべき参加資格要件
- 4 提案書類の取扱い
- 5 審査及び選定に関する事項

第 3 章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

- 1 責任分担に関する基本的な考え方
- 2 予想されるリスクと責任分担
- 3 町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

第 4 章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

- 1 立地条件
- 2 施設要件

第 5 章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

第 6 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
- 2 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

第 7 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

- 1 法制上及び税制上の措置
- 2 財政上及び金融上の支援

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

- 1 議会の議決
- 2 入札に伴う費用負担
- 3 実施方針に関する意見及び質問
- 4 実施方針に関する問合せ先

【資料】

資料1 リスク分担表（案）

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的

現在の紫波町学校給食センターは開所から 50 年以上が経過し施設の老朽化が顕著であるとともに、現行の「学校給食衛生管理基準」を満たしていない等、解決すべき多くの問題を抱えている。本事業は、これらの諸問題を解決し、「紫波町新学校給食センター整備基本計画書」（以下「基本計画書」という。）に基づき、将来にわたり全ての児童生徒に安全・安心でおいしい給食を安定的かつ継続的に提供できる新たな学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備するものである。本事業の実施にあたっては、PFI 法に基づき、施設の設計、建設、工事監理及び維持管理業務を長期にわたり一体的に実施する。民間の資金、経営能力及び技術的能力（ノウハウ）を活用し、良好な施設の整備や効果的な維持管理等により、長期的な視点での事業コストの縮減と質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

(2) 事業の基本方針

基本計画書に示された「安心・安全でおいしい学校給食の提供」及び「地域産業に寄与するセンター」という基本方針に基づき、本施設を整備する。

①食の安全性の確保

学校給食衛生管理基準に適合させるとともに、HACCP の概念を取り入れ、徹底した衛生管理と食の安全に対するリスク削減に努める。

②食物アレルギーへの対応

アレルギー原因物質の除去食等の提供を可能とするため、専用の調理室等を整備する。

③食育の推進

地域の食文化の継承や地場産物を活用できる仕組みづくり等により、学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進する。

(3) 事業名称

紫波町新学校給食センター整備事業

(4) 本施設の管理者の名称

紫波町長

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、選定された民間事業者（以下「事業者」という。）が設立する特別目的会社（SPC）が、自らの資金調達により本施設の設計・建設等を行い、町に所有権を移転した後、事業契約に定める期間、維持管理業務を遂行する方式（BTM-Build Transfer Maintenance-方式）により実施する。

(6) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から令和23年3月31日までとする。

(7) 事業スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年10月	実施方針の公表
令和7年11月	特定事業の選定
令和7年12月	事業者募集
令和8年2月	事業者（優先交渉権者）選定及び仮契約手続き
令和8年3月	事業契約の締結（町議会議決後）
令和8年4月	設計・建設開始
令和9年6月	施設引渡し
令和9年8月	センター開所

(8) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。事業者は、町が別途調達・管理する厨房機器等について、その仕様や設置条件が本施設の設計・維持管理に影響を及ぼすため、設計段階から町と十分に協議し、必要な情報提供等の協力をを行うものとする。また、維持管理期間中においても、相互の責任分界点を明確にし、円滑な施設運営のために協力するものとする。

①設計業務

事前調査（敷地測量等）、基本・実施設計、各種申請等に関する業務。

②建設・工事監理業務

本施設の建設に必要な一切の工事（建築、電気設備、機械設備、外構等）及び工事監理業務。

③開業準備支援業務

施設供用開始に向けた習熟確認、町が行う業務への協力等の準備業務。

④維持管理業務

ア 建築物及び外構の保守管理業務

イ 建築設備の保守管理業務

ウ 環境衛生管理業務

エ 警備保安業務

オ 修繕・更新業務（計画的な修繕及び一定規模以下の修繕）

⑤本事業の対象範囲外の業務

ア 運営業務全般（調理、配送、食器・食缶等の洗浄、残滓処理、清掃）

イ 厨房機器、什器備品、食器等の調達及び保守管理・更新

ウ 献立作成、食材調達、検収、検食

エ 給食費の徴収管理

オ 食に関する指導

（9）事業者の収入

①施設整備費に係る対価

本施設の引渡し後、設計及び建設業務に係るサービスの対価を、事業期間終了時まで分割して支払う。

②維持管理費に係る対価

維持管理期間中、維持管理業務に係るサービスの対価を、後述するモニタリングの結果に基づき、定期的に支払う。

2 特定事業の選定に関する事項

（1）特定事業選定の基本的な考え方

本事業をPFI事業として実施することにより、従来の公共事業手法と比較して、事業期間全体を通じた町の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同水準であってもサービス水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

（2）特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その評価内容と合わせて速やかに公表する。

（3）特定事業選定後の整備手法の変更

特定事業選定後においても、国の交付金等の状況により、DB方式（デザインビルド方式）に変更する可能性がある。その場合は、速やかに変更について公表する。事業者選定の開始後も同様である。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用するため、価格に加えて施設性能、事業計画、維持管理計画等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定する。

2 募集及び選定の手順

第1章1（7）の事業スケジュールに記載のとおり。

3 事業者の備えるべき参加資格要件

（1）提案事業者の構成等

①提案事業者は、本事業を遂行する能力を有する複数の企業で構成されるグループとする。

②優先交渉権者は、本事業のみを目的とする特別目的会社（SPC）を設立すること。

（2）各業務を行う者の参加資格要件

設計、建設、工事監理、維持管理の各業務を行う者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、実施方針で記載する要件は概要であり、詳細は募集要項にて示すこととする。

①構成員に共通する資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 紫波町建設工事等指名競争入札の実施等に関する要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

エ 紫波町暴力団排除条例（平成24年紫波町条例第30号）第2条第1号から第4号までに規定する者でないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していない者。

②求める企業（単独または共同企業体の構成員）の資格

本業務を履行するために、以下の技術者及び登録・許可を有する企業で構成されていること。

ア 設計業務担当

（ア）一級建築士事務所の登録を受けている者。

（イ）管理技術者として一級建築士を配置できる者。

イ 建設業務担当

- (ア) 紫波町建設工事等に係る資格者名簿に登載されている者又は登載される見込みのある者。
 - (イ) 特定建設業の許可（建築一式工事）を受けている者。
 - (ウ) 監理技術者として一級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者を配置できる者。
- ③共同企業体に関する要件
- ア 共同企業体で参加する場合は、代表企業を定めること。
 - イ ②で求める資格は、いずれかの構成員が満たしていればよい。
 - ウ 構成員は、他の提案者の構成員となることや、単独で参加することはできない。

4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は提案者に帰属するが、町は事業の公表等に必要な範囲で使用できるものとする。本業務により作成された成果物の著作権は町に帰属する。

(2) 特許権等

提案に含まれる特許権等の使用に関する責任は、原則として提案者が負うものとする。

5 審査及び選定に関する事項

選定委員会を設置し、専門的かつ客観的な見地から提案内容を審査し、優先交渉権者を決定する。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、PFI事業として適正にリスクを分担することにより、質の高い公共サービスをより低廉に提供することを目指すものである。事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が単独では対応することが難しいと認められるリスク及び町が対応すべきと認められるリスクについては、町が責任の一部又は全部を負担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

町と事業者とのリスク分担の考え方は、原則として資料1「リスク分担表(案)」に示すとおりとする。なお、これは現時点での基本的な考え方であり、民間事業者からの意見を踏まえた上で、実施要領等の中で改めて提示する。

3 町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、町はモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、町が提示した方法に従って実施する。事業者は、町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果の取扱い

モニタリングの結果は、町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定程度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。サービスの対価の減額等を行う際は、原則として事前に事業者に対して改善勧告を行い、指定した期間内に是正の機会を与えるものとする。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の主な前提条件は、以下のとおりである。

(1) 事業予定地

紫波町平沢字長尾沢 99 番地 1 (旧養鯉場跡地)

(2) 敷地面積

約 14,600 m²のうち、利用予定敷地面積約 6,250 m²

(3) 用途地域等

無指定 (建ぺい率 70%・容積率 200%)

(4) インフラ整備状況

上水道・下水道の本管は敷地内に未整備であり、敷地外等からの引き込み工事を含め、事業者が本業務に含めて整備を行うこと。

2 施設要件

(1) 基本的考え方

本施設は、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分化、調理工程に応じた適切な諸室の構成等により、H A C C P の概念に対応した設備の配置を基本とする。建物は、吸排気・排熱やランニングコストの観点から平屋建てを想定する。

(2) 供給能力及び施設構成

①供給能力

3,000 食／日 (うちアレルギー対応食約 30 食／日)

②施設構成

調理諸室 (下処理室、調理室、洗浄室等)、アレルギー対応調理室、炊飯設備設置スペース、事務室、会議室、休憩室、更衣室、倉庫、搬出入スペース、その他必要な諸室を整備する。

③その他

施設の諸室構成、規模、設計要件等の詳細については、別途公表する要求水準書において提示する。

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。また、事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、町は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めるることとする。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、町は事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、町は事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

2 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、町は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、町及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、町又は事業者は、事業契約を解除することができる。事業契約が解除された場合の支払い額の算定方法については、事業契約書において具体的に定めるものとする。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

本事業に関する特別な法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、町は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。なお、町は、事業者に対する出資、補助、貸付等の直接的な財政上及び金融上の支援は行わない。ただし、町は文部科学省が所管する「学校環境改善交付金」の活用を予定しており、事業者は町が行う交付金等に係る手続きに対して必要な協力をすること。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業は、事業期間が複数年度にわたるため、事業契約の締結にあたっては、地方自治法等の規定に基づき債務負担行為の設定に関する議案を紫波町議会に提出し、その議決を得る必要がある。

2 入札に伴う費用負担

本事業の募集、選定手続きへの参加に伴う費用（提案書の作成費用等）は、すべて提案事業者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

部署 紫波町企画総務部地域づくり課公民連携係

住所 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1

電話 019-672-2111（内線 2326）

電子メール chiiki@town.shiwa.iwate.jp

資料1 リスク分担表（案）

1 共通リスク

リスク項目	リスクの概要	負担者		
		町	事業者	協議
資金調達	本事業に必要な資金を確保できないこと		○	
法制度	法制度の変更等に伴う再投資、サービスの停止等	○		
税制度	サービス対価の支払いに係る消費税の変更	○		
	その他関連税制度の変更		○	
要求水準等の変更	行政の政策の変更や性能要件の水準変更に伴う追加費用の発生、スケジュールの変更等	○		
	民間事業者の提案による仕様の変更		○	
金利	事業期間中の金利変動		○	
物価	建設期間中の物価変動		○	
	維持管理期間中の物価変動			○
許認可	町の責めに帰すべき事由による本事業に必要な許認可の取得の遅延等	○		
	上記以外の事由による本事業に必要な許認可の取得の遅延等		○	
住民対応	新学校給食センターの設置等に関する反対運動等による事業の中止、中止	○		
	上記以外のもの（調査・設計、建設）に関する反対運動等による事業の中止、中止		○	
第三者賠償	町の責めによるもの	○		
	民間事業者の責めによるもの		○	
労災	建設、維持管理における従業員の労働災害		○	
不可抗力	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの			○
事業の中止・延期等	町の指示、議会の不承認によるもの	○		
	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	

2 設計リスク

負担者				
リスク項目	リスクの概要	町	事業者	協議
測量・調査	町が実施した地質調査の不備	○		
	上記以外の測量・調査の不備		○	
設計変更	町の責めに帰すべき事由による設計変更	○		
	上記以外の事由による設計変更		○	

3 建設リスク

負担者				
リスク項目	リスクの概要	町	事業者	協議
地盤沈下	建設工事の地盤沈下によるコストの増加		○	
地中障害物	建設工事中に発見された地中障害物の処理			○
工事費増大	予想できなかった技術的問題や施工上の課題などにより、当初見積額以上の支出が発生		○	
工事遅延	町の要請により工事が遅延又は完工しない場合	○		
	上記以外のもの		○	
要求水準未達	要求水準未達や施工不良が発見された場合		○	
施設の損傷	引渡前の施設の損傷		○	

4 維持管理リスク

負担者				
リスク項目	リスクの概要	町	事業者	協議
瑕疵	施設に瑕疵があった場合の修繕、損害賠償		○	
維持管理コスト	維持管理費が予想を上回った場合（物価変動によるものを除く。）		○	
施設改修等	要求水準未達等の事由により必要となった改修工事費等の負担		○	
要求水準未達	維持管理業務の内容が要求水準に達しない場合		○	
施設損傷	施設の劣化に対して適切な措置がとられなかつたことに起因		○	
	町の責めに帰すべき事由による施設の損傷	○		
	上記以外の事由による施設の損傷		○	